

第1表 年齢3区分別人口及び割合

Table with columns for age groups (0-14, 15-64, 65+), sex (male/female), and population counts/percentages. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Research.

第2表 年齢3区分別将来推計人口

Table showing projected population for age groups (0-14, 15-64, 65+) by sex, with columns for total population and population aged 0-14. Includes a note about the projection method.

第3表 人口動態の推移

Table showing population dynamics (births, deaths, migration) by age group and sex from 1957 to 1981. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Research.

第4表 死因順位の変動

Table showing the change in leading causes of death by age group and sex from 1957 to 1981. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Research.

第5表 国民医療費の推移

| | 第5表 国民医療費の推移 (単位: 億円, 万) | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 推 計 額 | | | | | 観 測 額 | | | | | | | | |
| | 39年度 | 40 | 45 | 50 | 55 | 53 | 54 | 59年度 | 60 | 65 | 66 | | | |
| 医 療 費 | 4,095 | 11,224 | 24,902 | 64,779 | 76,654 | 85,486 | 100,042 | 109,510 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 公 費 負 担 分 | 481 | 1,471 | 2,822 | 8,471 | 9,781 | 11,307 | 13,094 | 13,818 | 11.0 | 13.1 | 11.2 | 12.0 | 12.8 | 13.1 |
| 生 活 保 護 法 | 264 | 760 | 1,480 | 4,210 | 4,873 | 5,315 | 6,190 | 6,815 | 6.7 | 6.7 | 6.8 | 6.4 | 6.2 | 5.9 |
| 精 神 科 診 断 法 | 48 | 430 | 840 | 819 | 840 | 792 | 861 | 711 | 1.2 | 2.8 | 2.2 | 1.2 | 1.1 | 0.9 |
| 精 神 科 生 活 法 | 21 | 222 | 437 | 961 | 1,056 | 1,021 | 1,118 | 1,080 | 0.5 | 2.0 | 1.8 | 1.6 | 1.2 | 1.1 |
| 老 人 保 護 法 | - | - | - | 2,107 | 5,636 | 3,103 | 3,637 | 4,095 | - | - | - | 3.3 | 2.4 | 2.6 |
| そ の 他 | 16 | 68 | 165 | 354 | 424 | 1,124 | 1,848 | 1,417 | 0.4 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 1.2 | 1.2 |
| 保 険 者 等 負 担 分 | 2,415 | 7,442 | 17,300 | 47,933 | 57,300 | 64,311 | 75,256 | 85,049 | 59.0 | 66.0 | 69.4 | 74.7 | 78.1 | 73.8 |
| 政 府 管 掌 医 療 保 険 | 738 | 2,463 | 5,331 | 13,870 | 16,471 | 18,477 | 21,320 | 23,581 | 18.5 | 21.8 | 21.4 | 21.5 | 21.6 | 21.5 |
| 組 合 管 掌 医 療 保 険 | 623 | 1,809 | 3,866 | 10,289 | 12,169 | 13,471 | 15,313 | 16,808 | 12.6 | 12.4 | 14.3 | 15.9 | 16.7 | 15.1 |
| 雇 員 保 険 | 26 | 72 | 133 | 272 | 423 | 476 | 533 | 587 | 0.4 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.5 |
| 自 営 労 働 者 医 療 保 険 | 48 | 194 | 406 | 830 | 617 | 670 | 722 | 792 | 1.7 | 1.7 | 1.6 | 0.8 | 0.8 | 0.7 |
| 国 家 公 務 員 共 済 組 合 | 219 | 203 | 409 | 1,143 | 1,335 | 1,456 | 1,664 | 1,780 | 5.2 | 2.0 | 1.7 | 1.8 | 1.7 | 1.7 |
| 公 共 企 業 保 険 員 等 共 済 組 合 | 75 | 174 | 326 | 845 | 995 | 1,094 | 1,241 | 1,318 | 1.8 | 1.6 | 1.3 | 1.3 | 1.2 | 1.2 |
| 市 町 村 職 員 共 済 組 合 | 44 | - | - | - | - | - | - | - | 1.1 | - | - | - | - | - |
| 地 方 公 務 員 共 済 組 合 | - | 536 | 1,037 | 2,974 | 3,477 | 3,846 | 4,412 | 4,728 | - | 4.7 | 4.2 | 4.6 | 4.5 | 4.4 |
| 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合 | 8 | 30 | 74 | 240 | 280 | 323 | 393 | 444 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 国 民 医 療 保 険 | 898 | 2,018 | 5,237 | 16,280 | 19,711 | 22,420 | 27,099 | 30,488 | 14.4 | 18.0 | 21.5 | 25.1 | 28.7 | 28.0 |
| 労 働 者 共 済 医 療 保 険 | 87 | 333 | 849 | 1,167 | 1,488 | 1,676 | 2,007 | 2,147 | 2.1 | 2.6 | 2.2 | 1.8 | 2.0 | 2.0 |
| そ の 他 | 9 | 18 | 72 | 224 | 320 | 397 | 483 | 537 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.4 | 0.3 |
| (特別)被 用 者 保 険 | 1,731 | 5,173 | 11,342 | 30,562 | 35,783 | 39,818 | 45,651 | 49,707 | 43.0 | 46.1 | 45.4 | 46.7 | 46.8 | 45.4 |
| 被 保 険 者 | 1,234 | 3,855 | 8,306 | 23,024 | 26,423 | 29,629 | 34,420 | 37,560 | 29.9 | 34.3 | 33.3 | 37.1 | 34.4 | 33.4 |
| 被 扶 養 者 | 497 | 1,318 | 3,036 | 12,678 | 15,260 | 17,189 | 20,249 | 22,108 | 12.1 | 11.8 | 12.0 | 10.0 | 10.1 | 10.2 |
| 患 者 負 担 分 | 1,229 | 2,312 | 4,820 | 8,370 | 9,600 | 10,018 | 11,692 | 12,448 | 30.0 | 20.6 | 19.0 | 13.9 | 12.5 | 11.7 |
| 全 額 自 費 | 214 | 189 | 448 | 1,736 | 1,808 | 1,862 | 2,264 | 2,404 | 5.2 | 1.7 | 2.6 | 3.7 | 2.4 | 2.0 |
| 公 費 又 は 保 険 の 一 部 負 担 | 1,015 | 2,123 | 4,174 | 6,644 | 7,792 | 8,156 | 9,428 | 10,044 | 24.8 | 18.9 | 16.7 | 10.2 | 10.2 | 9.5 |
| 医 療 費 の 対 前 年 増 減 | 1,113 | 1,202 | 1,202 | 1,120 | 1,118 | 1,112 | 1,109 | - | - | - | - | - | - | - |
| 国 民 保 険 中 に 占 め る 医 療 費 の 割合 (%) | 3.09 | 4.22 | 4.10 | 5.26 | 5.54 | 5.61 | 6.00 | 6.18 | - | - | - | - | - | - |

厚生省統計情報部調べ
 (注) 医療費の範囲は次のとおりである。
 1. 推計された医療費は高野を基準の対症とした医療費である。予防のための費用、正常分娩費用は含まれていない。
 2. 医療機関の医療費や施設収入は含まれていない。患者又は保険者、国・地方公共団体が当該年度に支払うべき額によって推計を行った。

第6表 社会保障給付費の推移

| | 第6表 社 会 保 険 給 付 費 の 推 移 (単位: 100万円) | | | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 41年度 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
| 医 療 保 険 | 1,866,968 | 3,823,909 | 3,967,026 | 4,892,692 | 6,115,229 | 8,889,951 | 11,672,622 | 14,482,732 | 16,844,047 | 19,721,282 | 21,906,892 |
| 年 金 保 険 | 904,294 | 1,781,047 | 1,940,498 | 2,396,690 | 2,837,836 | 4,033,228 | 4,923,840 | 5,887,493 | 6,884,193 | 7,686,458 | 8,466,730 |
| 失業手当 | 192,929 | 476,638 | 895,634 | 789,924 | 1,076,984 | 1,923,269 | 2,904,886 | 4,082,628 | 6,099,083 | 6,129,943 | 7,097,442 |
| 生活保護 | 157,894 | 274,299 | 310,411 | 388,921 | 446,912 | 676,673 | 676,414 | 785,792 | 891,266 | 1,026,638 | 1,111,295 |
| 社会福祉 | 57,024 | 132,356 | 164,097 | 281,802 | 430,699 | 589,466 | 762,708 | 956,808 | 1,119,140 | 1,283,700 | 1,447,662 |
| 保健衛生 | 116,274 | 180,210 | 188,954 | 210,533 | 234,342 | 290,362 | 323,962 | 363,948 | 403,808 | 487,749 | 466,682 |
| 恩給 | 224,424 | 242,889 | 279,964 | 419,243 | 530,376 | 671,421 | 872,076 | 1,136,489 | 1,318,022 | 1,505,896 | 1,671,921 |
| 戦傷見舞 | 18,862 | 45,857 | 35,360 | 28,725 | 27,685 | 35,861 | 48,947 | 55,584 | 64,324 | 86,383 | 83,489 |
| 国民所得(億円)増減 | 311,064 | 608,754 | 688,436 | 776,021 | 906,260 | 1,120,816 | 1,221,842 | 1,384,468 | 1,526,902 | 1,647,378 | 1,779,978 |
| (%) | 6.0 | 6.6 | 6.0 | 6.3 | 6.4 | 7.9 | 9.5 | 10.5 | 11.0 | 11.8 | 12.3 |

厚生省企画室調べ
 (注) 上表はILO基準による「社会保障費用」の給付費を別項別に組みかたものである。
 国民所得は、経済企画庁「昭和54年度国民所得計并年報」

第7表 部門別社会保障給付費の推移

第7表 部門別社会保障給付費の推移

| 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) | 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) |
|------------------|-----|------------------|---------------|------------------|-----|------------------|---------------|
| 昭和15年度 (1940) | 医療 | 64,614 | — | 昭和20年度 (1945) | 医療 | 191,932 | 2.6 |
| | その他 | 61,823 | — | | その他 | 197,381 | 2.7 |
| | 計 | 126,437 | — | | 計 | 389,314 | 6.3 |
| 昭和16年度 (1941) | 医療 | 85,268 | 1.9 | 昭和21年度 (1946) | 医療 | 201,730 | 2.5 |
| | その他 | 76,750 | 1.7 | | その他 | 196,884 | 2.4 |
| | 計 | 162,018 | 3.6 | | 計 | 398,614 | 4.9 |
| 昭和27年度 (1952) | 医療 | 114,871 | 2.2 | 昭和32年度 (1957) | 医療 | 222,415 | 2.4 |
| | その他 | 104,849 | 2.0 | | その他 | 213,284 | 2.3 |
| | 計 | 219,720 | 4.2 | | 計 | 435,701 | 4.7 |
| 昭和28年度 (1953) | 医療 | 148,037 | 2.5 | 昭和33年度 (1958) | 医療 | 209,891 | 2.3 |
| | その他 | 109,637 | 1.8 | | その他 | 298,100 | 3.1 |
| | 計 | 257,674 | 4.3 | | 計 | 507,991 | 5.3 |
| 昭和29年度 (1954) | 医療 | 171,139 | 2.6 | 昭和34年度 (1959) | 医療 | 262,206 | 2.9 |
| | その他 | 212,919 | 3.2 | | その他 | 325,807 | 3.6 |
| | 計 | 384,058 | 5.8 | | 計 | 588,013 | 6.5 |

| 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) | 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) |
|------------------|----|------------------|---------------|------------------|-----|------------------|---------------|
| 昭和35年度 (1960) | 医療 | 294,209 | 2.2 | 昭和40年度 (1965) | 医療 | 913,701 | 3.4 |
| | 年金 | 261,089 | 2.7 | | 年金 | 380,816 | 1.3 |
| | 計 | 555,298 | 4.9 | | その他 | 339,226 | 1.3 |
| 昭和36年度 (1961) | 医療 | 384,998 | 2.4 | 昭和41年度 (1966) | 医療 | 1,076,893 | 3.5 |
| | 年金 | 426,001 | 2.7 | | 年金 | 419,916 | 1.3 |
| | 計 | 810,999 | 5.0 | | その他 | 375,499 | 1.2 |
| 昭和37年度 (1962) | 医療 | 469,846 | 2.7 | 昭和42年度 (1967) | 医療 | 1,258,231 | 3.2 |
| | 年金 | 481,989 | 2.5 | | 年金 | 494,651 | 1.2 |
| | 計 | 951,835 | 5.2 | | その他 | 411,449 | 1.1 |
| 昭和38年度 (1963) | 医療 | 568,484 | 2.9 | 昭和43年度 (1968) | 医療 | 1,467,939 | 3.4 |
| | 年金 | 620,908 | 2.6 | | 年金 | 583,536 | 1.4 |
| | 計 | 1,189,392 | 5.4 | | その他 | 458,189 | 1.1 |
| 昭和39年度 (1964) | 医療 | 720,811 | 3.1 | 昭和44年度 (1969) | 医療 | 1,667,939 | 3.4 |
| | 年金 | 305,072 | 1.5 | | 年金 | 583,536 | 1.4 |
| | 計 | 1,025,883 | 4.6 | | その他 | 484,189 | 1.1 |

| 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) | 年次 | 部門 | 社会保障給付費 (百万円) | 対国民所得比 (%) |
|------------------|----|------------------|---------------|------------------|-----|------------------|---------------|
| 昭和45年度 (1970) | 医療 | 1,697,428 | 3.2 | 昭和50年度 (1975) | 医療 | 6,688,084 | 4.6 |
| | 年金 | 659,296 | 1.3 | | 年金 | 3,743,876 | 3.1 |
| | 計 | 2,356,724 | 4.5 | | その他 | 2,291,668 | 1.8 |
| 昭和46年度 (1971) | 医療 | 2,075,838 | 3.4 | 昭和51年度 (1976) | 医療 | 6,786,247 | 4.9 |
| | 年金 | 818,172 | 1.3 | | 年金 | 6,202,702 | 3.8 |
| | 計 | 2,894,010 | 4.7 | | その他 | 2,483,808 | 1.8 |
| 昭和47年度 (1972) | 医療 | 2,949,794 | 3.4 | 昭和52年度 (1977) | 医療 | 7,875,480 | 5.0 |
| | 年金 | 964,018 | 1.0 | | 年金 | 6,298,809 | 4.2 |
| | 計 | 3,913,812 | 4.4 | | その他 | 5,871,940 | 1.9 |
| 昭和48年度 (1973) | 医療 | 2,773,747 | 3.6 | 昭和53年度 (1978) | 医療 | 8,864,096 | 6.3 |
| | 年金 | 1,173,814 | 1.5 | | 年金 | 7,603,743 | 4.6 |
| | 計 | 3,947,561 | 5.1 | | その他 | 3,231,423 | 1.9 |
| 昭和49年度 (1974) | 医療 | 3,373,636 | 3.6 | 昭和54年度 (1979) | 医療 | 9,711,500 | 6.5 |
| | 年金 | 1,455,443 | 1.7 | | 年金 | 8,746,669 | 4.9 |
| | 計 | 4,829,079 | 5.3 | | その他 | 8,449,192 | 1.9 |
| 昭和50年度 (1975) | 医療 | 4,691,816 | 4.2 | 昭和55年度 (1980) | 医療 | 11,806,892 | 12.3 |
| | 年金 | 2,584,659 | 2.3 | | | | |
| | 計 | 7,276,475 | 6.5 | | | | |

資料 1. 社会保障給付費は、39年度までは労働者間、39年度以降は厚生年金制度
 2. 国民所得は、39年度以前は経済企画庁「国民所得統計年報(53年度)」40年
 度以降は経済企画庁「昭和55年度国民所得統計年報」
 (注) 「年金」部門には、基礎年金を含む。「その他」部門とは、疾病保険の傷病手当金、出産手当金等の現金給付、失業
 保険、労災保険、公的扶助、児童手当等である。

第8表 社会保障給付費の国際比較

| 国名 | 年次 | 部門別 | 実額 | 対国民所得比 |
|--------------------|---------|------------|-----------|--------|
| イギリス (百万ポンド) | 1974.4 | 医療 | 3,699 | 5.13 |
| | 1976.3 | 年金 | 4,898 | 6.90 |
| | | その他 | 3,897 | 5.07 |
| 計 | | 12,494 | 17.10 | |
| フランス (百万フラン) | 1975.1 | 医療 | 69,038 | 6.18 |
| | 1976.12 | 年金 | 104,061 | 9.27 |
| | | その他 | 97,794 | 8.71 |
| 計 | | 270,900 | 24.15 | |
| スウェーデン (百万クローナ) | 1974.1 | 医療 | 18,086 | 9.39 |
| | 1974.12 | 年金 | 20,960 | 10.67 |
| | | その他 | 20,564 | 10.67 |
| 計 | | 59,599 | 30.93 | |
| イタリア (百万リラ) | 1974.1 | 医療 | 5,419,915 | 6.29 |
| | 1974.12 | 年金 | 9,883,378 | 10.83 |
| | | その他 | 3,448,899 | 3.78 |
| 計 | | 19,149,292 | 20.99 | |
| 西ドイツ (百万マルク) | 1974.1 | 医療 | 87,305* | 7.42* |
| | 1974.12 | 年金 | 103,923 | 13.46 |
| | | その他 | 21,813 | 4.12 |
| 計 | | 193,041 | 24.99 | |
| アメリカ (百万ドル) | 1972.7 | 医療 | 36,415 | 3.28 |
| | 1974.6 | 年金 | 80,814 | 7.27 |
| | | その他 | 26,502 | 3.54 |
| 計 | | 143,731 | 14.09 | |

資料: ILO「The Cost of Social Security」、1974年のイギリスは「Annual Abstract
 of Statistics」、1975年のフランスは「Le Budget Social de la Nation」に
 基づき、厚生年金制度統計
 (注) 1. 「年金」部門には、基礎年金を含む。「その他」部門とは、疾病保険の傷病手当
 金、出産手当金等の現金給付、失業保険、労災保険、公的扶助、児童手当等
 である。
 2. ILO資料では「年金」と「その他」とは必ずしも明確に区別できないが、こ
 こでは両者の相違の程度を判断して区分を試みた。
 3. *印は医療以外の現金給付が含まれる。

第9表 国の予算における社会保障関係費

第9表 国の予算における 社会保障関係費

(単位:100万円、%)

| | 48年度 | | 49 | | 50 | | 51 | | 52 | | 53 | | 54 | | 55 | | 56 | | |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|------------|-------------|-------------|---------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-------|-----------|-------|--|
| | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | |
| 一般会計予算 | 14,284,073 | 124,417,099 | 430,119,751 | 288,800,124 | 524,296,011 | 114.1 | 25,314,270 | 117,434,296 | 110,320,326 | 600,143 | 112.6 | 42,888,843 | 110.3 | 46,788,111 | 109.9 | | | | |
| 厚生省予算 | 2,093,002 | 131.0 | 2,868,294 | 37.0 | 3,206,729 | 126.2 | 4,739,190 | 121.3 | 5,626,768 | 118.7 | 6,707,688 | 119.2 | 7,854,088 | 112.0 | 8,149,470 | 107.9 | 8,764,247 | 107.5 | |
| 社会保障関係費 | 2,115,412 | 138.8 | 2,891,854 | 36.7 | 3,228,154 | 135.6 | 4,807,640 | 122.4 | 5,697,997 | 118.4 | 6,781,070 | 119.1 | 7,626,969 | 112.8 | 8,212,441 | 107.7 | 8,826,910 | 107.6 | |
| 生活保護費 | 355,848 | 114.7 | 443,018 | 124.6 | 534,747 | 120.7 | 633,169 | 118.4 | 722,698 | 114.1 | 838,271 | 116.0 | 922,387 | 110.0 | 985,927 | 103.7 | 991,866 | 103.8 | |
| 社会福祉費 | 232,912 | 165.2 | 431,781 | 183.7 | 617,763 | 143.1 | 787,785 | 127.5 | 967,943 | 121.6 | 1,097,033 | 114.5 | 1,231,843 | 112.3 | 1,369,775 | 111.0 | 1,495,882 | 109.2 | |
| 社会保険費 | 1,119,903 | 125.0 | 1,659,649 | 148.2 | 2,227,687 | 140.0 | 2,836,859 | 121.9 | 3,406,337 | 120.1 | 4,157,375 | 122.1 | 4,708,724 | 113.3 | 5,109,821 | 108.5 | 5,558,476 | 108.7 | |
| 保健衛生対策費 | 199,835 | 110.1 | 217,895 | 109.0 | 273,829 | 125.7 | 286,161 | 106.0 | 324,310 | 109.6 | 365,368 | 111.1 | 386,656 | 107.5 | 398,134 | 103.0 | 411,821 | 103.4 | |
| 失業対策費 | 117,222 | 109.7 | 139,614 | 119.0 | 174,138 | 124.6 | 203,666 | 148.7 | 280,809 | 110.7 | 328,022 | 116.5 | 377,190 | 115.0 | 379,084 | 100.5 | 382,100 | 100.8 | |
| 厚生省会計課別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第10表 厚生省所管一般会計歳出予算額(当初予算額)の推移

第10表 厚生省所管一般会計 歳出予算額(当初予算額)の推移 (単位:100万円)

| | 48年度 | | 49 | | 50 | | 51 | | 52 | | 53 | | 54 | | 55 | | 56 | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | 予算 | 実績 | |
| 生活保護費 | 355,848 | 443,018 | 534,747 | 633,169 | 722,698 | 838,271 | 922,387 | 985,927 | 991,866 | | | | | | | | | | |
| 社会福祉費 | 232,912 | 431,781 | 617,763 | 787,785 | 967,943 | 1,097,033 | 1,231,843 | 1,369,775 | 1,495,882 | | | | | | | | | | |
| 社会保険費 | 1,119,903 | 1,659,649 | 2,227,687 | 2,836,859 | 3,406,337 | 4,157,375 | 4,708,724 | 5,109,821 | 5,558,476 | | | | | | | | | | |
| 保健衛生対策費 | 199,835 | 217,895 | 273,829 | 286,161 | 324,310 | 365,368 | 386,656 | 398,134 | 411,821 | | | | | | | | | | |
| 失業対策費 | 117,222 | 139,614 | 174,138 | 203,666 | 280,809 | 328,022 | 377,190 | 379,084 | 382,100 | | | | | | | | | | |
| 厚生省会計課別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第11表 最近成立した厚生省関係法律

第11表 最近成立した厚生省関係法律

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 | | | | | | | | |
|--------------------|----------------------------|--------------------|---|-----------|----------------------------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|
| 82 | 55.10.31 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 | <p>一 厚生年金保険関係</p> <p>1 保険給付に關する事項</p> <p>(イ) 基本年金額</p> <p>(1) 定額部分</p> <p>被保険者期間1月につき、1,450円を、650円に引き上げることとした。</p> <p>(2) 繰上り部分</p> <p>平均標準報酬月額の見直しについて次の措置を講ずることとした。</p> <p>(イ) 昭和54年3月以後の年々の標準報酬月額に次の率を乗じて得た額を、それぞれ当該各月の標準報酬月額とすること。</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和53年3月以前</td> <td>移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割</td> </tr> <tr> <td>昭和53年4月から昭和54年2月まで</td> <td>1.43</td> </tr> <tr> <td>昭和54年3月から昭和55年2月まで</td> <td>1.16</td> </tr> <tr> <td>昭和55年3月から昭和56年2月まで</td> <td>1.06</td> </tr> </table> <p>(ロ) 平均標準報酬月額が45,000円未満のときは、これを45,000円とする。</p> <p>(ウ) 加給年金額</p> <p>(1) 加給年金額の引上げ</p> <p>配偶者については、78,000円(月額4,000円)を180,000円(月額14,000円)に、子については、第1子及び第2子については、24,000円(月額2,000円)を40,000円(月額3,000円)に、第3子以降については、4,800円(月額400円)を24,000円(月額2,000円)に、それぞれ引き上げる。</p> | 昭和53年3月以前 | 移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割 | 昭和53年4月から昭和54年2月まで | 1.43 | 昭和54年3月から昭和55年2月まで | 1.16 | 昭和55年3月から昭和56年2月まで | 1.06 |
| 昭和53年3月以前 | 移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割 | | | | | | | | | | |
| 昭和53年4月から昭和54年2月まで | 1.43 | | | | | | | | | | |
| 昭和54年3月から昭和55年2月まで | 1.16 | | | | | | | | | | |
| 昭和55年3月から昭和56年2月まで | 1.06 | | | | | | | | | | |

| 種別 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------|------|---|-------|--|--|--------|--------|------|--------|-----------------|----|---------|------------------|----|---------|-------------------|----|-------|--|--|--------|--------|------|--------|-----------------|----|---------|------------------|----|---------|-------------------|----|
| | | | <p>こととした。</p> <p>(2) 加給年金額の調整 配偶者が老齢年金(障害年金)の支給を受けることができるときは、当該配偶者について計算する加給年金額の支給を停止することとした。</p> <p>四 老齢年金及び遺族老齢年金 (1) 45歳以上の被保険者に支給する老齢年金及び遺族老齢年金 受給資格期間を満たしている45歳以上の被保険者に対する老齢年金及び遺族老齢年金の支給について、支給停止を行わない者の標準報酬月額を142,000円を150,000円に引き上げることとした。</p> <p>(2) 45歳以上の被保険者の被保険者に支給する老齢年金及び遺族老齢年金 受給資格期間を満たしている45歳以上の被保険者の被保険者に対する老齢年金及び遺族老齢年金の支給について、支給停止を行わない者の標準報酬月額の限度額(42,000円)を150,000円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を次のように改めることとした。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改 正 後</th> </tr> <tr> <th>標準報酬等級</th> <th>標準報酬月額</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級～12級</td> <td>42,000円～85,000円</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>13級～17級</td> <td>99,000円～129,000円</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>18級～20級</td> <td>134,000円～150,000円</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改 正 前</th> </tr> <tr> <th>標準報酬等級</th> <th>標準報酬月額</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級～14級</td> <td>30,000円～86,000円</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>17級～21級</td> <td>92,000円～149,000円</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>22級～24級</td> <td>126,000円～149,000円</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> | 改 正 後 | | | 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 支給割合 | 1級～12級 | 42,000円～85,000円 | 8割 | 13級～17級 | 99,000円～129,000円 | 6割 | 18級～20級 | 134,000円～150,000円 | 2割 | 改 正 前 | | | 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 支給割合 | 1級～14級 | 30,000円～86,000円 | 8割 | 17級～21級 | 92,000円～149,000円 | 6割 | 22級～24級 | 126,000円～149,000円 | 2割 |
| 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 支給割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1級～12級 | 42,000円～85,000円 | 8割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13級～17級 | 99,000円～129,000円 | 6割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18級～20級 | 134,000円～150,000円 | 2割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 支給割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1級～14級 | 30,000円～86,000円 | 8割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17級～21級 | 92,000円～149,000円 | 6割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22級～24級 | 126,000円～149,000円 | 2割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 種別 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|----|-------|-----|---|
| | | | <p>四 障害年金 最低保障額の引上げ 障害年金の最低保障額396,000円(月額33,000円)を351,600円(月額41,800円)に引き上げることとした。</p> <p>四 遺族年金 (1) 寡婦加算額の引上げ (イ) 18歳未満の子又は1級若しくは2級の障害の状態である子を7人以上有するとき 84,000円(月額7,000円)を210,000円(月額17,500円)に引き上げることとした。 (ロ) 18歳未満の子又は1級若しくは2級の障害の状態である子を1人以上有するとき 60,000円(月額5,000円)を120,000円(月額10,000円)に引き上げることとした。 (ハ) 60歳以上であるとき(訂正は併記出するときを除く) 48,000円(月額4,000円)を120,000円(月額10,000円)に引き上げることとした。</p> <p>(2) 寡婦加算の調整 遺族年金の受給権者である妻が、他国産の老齢年金(障害年金)の支給を受けることができるときは、寡婦加算額の支給を停止することとした。</p> <p>(3) 最低保障額の引上げ 遺族年金の最低保障額396,000円(月額33,000円)を351,600円(月額41,800円)に引き上げることとした。</p> <p>2 標準報酬に関する事項 30,000円から305,000円までの38等級を45,000円から410,000円までの38等級に改めることとした。</p> <p>3 保険料率に関する事項</p> |

| 種別 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------|------------|---|--|-----|-----|----------------|------------|-----------|-------------|-----------|-----------|---------------|------------|------------|-------------------|------------|-----------|
| | | | <p>保険料率は、被保険者の種別に応じてそれぞれ次のように改めることとした。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種被保険者(一般労働者)</td> <td>1,000分の106</td> <td>1,000分の91</td> </tr> <tr> <td>第2種被保険者(女子)</td> <td>1,000分の99</td> <td>1,000分の73</td> </tr> <tr> <td>第3種被保険者(自営業者)</td> <td>1,000分の116</td> <td>1,000分の110</td> </tr> <tr> <td>第4種被保険者(任意継続被保険者)</td> <td>1,000分の106</td> <td>1,000分の91</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2種被保険者(女子)については、保険料率は、昭和56年6月から1,000分の90、昭和57年6月から1,000分の91、昭和58年6月から1,000分の92、昭和59年6月から1,000分の93とし、昭和60年6月以降、第1種被保険者(一般労働者)の保険料率に準ずるまで、当該で定めるところにより段階的に引き上げることとした。</p> <p>二 国民年金法関係 1 国民年金に関する事項 (イ) 年金額の引上げ (1) 老齢年金 老齢年金の額の計算にあたり、保険料納付済期間に準ずる額1月につき1,200円を1,600円に引き上げ、保険料納付済期間25年の場合の年金額396,000円(月額33,000円)を351,600円(月額41,800円)とする。こととした。 (2) 経過的老齢年金の額についての特例 (イ) 10年未満被保険者期間が20年未満で支給される経過的老齢年金の額の計算について、1月につ</p> | | 改正後 | 改正前 | 第1種被保険者(一般労働者) | 1,000分の106 | 1,000分の91 | 第2種被保険者(女子) | 1,000分の99 | 1,000分の73 | 第3種被保険者(自営業者) | 1,000分の116 | 1,000分の110 | 第4種被保険者(任意継続被保険者) | 1,000分の106 | 1,000分の91 |
| | 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1種被保険者(一般労働者) | 1,000分の106 | 1,000分の91 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2種被保険者(女子) | 1,000分の99 | 1,000分の73 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3種被保険者(自営業者) | 1,000分の116 | 1,000分の110 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4種被保険者(任意継続被保険者) | 1,000分の106 | 1,000分の91 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>き600円を450円に引き上げ、19年 年金の年金額244,000円(月額24, 400円)を318,400円(月額31, 840円)とすることとした。</p> <p>(6) 6年年金の額341,300円(月額 28,108円)を271,300円(月額 22,608円)に引き上げることとし た。ただし、昭和56年7月分につ いては289,200円(月額24,100円) とすることとした。</p> <p>(7) 障害年金 障害年金(2級)の最低保障額394, 000円(月額32,833円)を501,400円 (月額41,800円)に引き上げること とした。</p> <p>(8) 母子年金、準母子年金及び遺児年 金 母子年金、準母子年金及び遺児年 金の額295,000円(月額24,583円) を374,400円(月額31,200円)に引 き上げ、親の加算の対象となる子 (孫又は孫孫)のうち1人について は、その加算額24,000円(月額2,000 円)を40,000円(月額3,333円)に、 その他の子については1人につき、 その加算額4,800円(月額400円)を 24,000円(月額2,000円)にそれぞ れ引き上げることとした。</p> <p>(9) 母子年金及び準母子年金に関する事 項 (1) 母子加算及び準母子加算の前段 (2) 母子年金及び準母子年金の給付 額のうち、夫等の死亡により他 制度の遺族年金の支給を受けるこ とのできない者に対し、180,000 円(月額15,000円)の加算を行う こととした。</p> <p>(3) 母子年金及び準母子年金の受給 者が他制度の遺族年金(障害年金)</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>の受給者であるときは、母子加算 及び準母子加算の支給を停止する こととした。</p> <p>(2) 遺族年金等との調整 夫等の死亡につき他制度の遺族年 金等を受けようとする場合にお ける母子年金及び準母子年金の支給 停止率を2分の1を3分の2に減算す ることとした。</p> <p>(3) 保険料の改定 保険料の額は、昭和56年4月分から 1月につき4,800円、昭和57年4月分 から1月につき4,960円、昭和58年4 月分から1月につき5,120円、昭和59 年4月分から1月につき5,280円、昭 和60年4月分から1月につき5,440円、 昭和61年4月以後の月の保険料に ついては年金額のスライドが行われた 場合は、当該保険料の額に改正のフ ィ率を乗じて算出するものとし、 昭和61年4月以後法律で定めるところ により段階的に引き上げることとし た。</p> <p>(4) その他 現に支給されている年金につい ても、改正後の規定に基づいて年金額の 引き上げを行うこととした。</p> <p>2 福祉年金 年金額の引き上げ (1) 老齢福祉年金 老齢福祉年金の額340,000円(月額 28,333円)を370,000円(月額30, 833円)に引き上げることとした。</p> <p>(2) 障害福祉年金 障害福祉年金の額1級障害者について 360,000円(月額30,000円)を406,600 円(月額33,883円)に、2級障害者につ いては340,000円(月額28,333円)を 370,000円(月額30,833円)に引き上</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|----------|--|---|
| | | | <p>げることとした。</p> <p>(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金 母子福祉年金及び準母子福祉年金の 額312,000円(月額26,000円)を351, 400円(月額29,283円)に引き上げ、 親の加算の対象となる子(孫又は孫孫) のうち1人については、その加算額 24,000円(月額2,000円)を40,000円 (月額3,333円)に、その他の子につ いては1人につき、その加算額4,800円(月 額400円)を24,000円(月額2,000円) に、それぞれ引き上げることとした。</p> |
| 83 | 55.11.6 | 厚生保護法の一部を 改正する法律 | <p>都道府県知事の指定を受けて受給資格の美 地調査を行う者が受給資格のために必要な 調査品で専任大臣の指定するものを提供するこ とができる期間を、昭和60年7月31日までと することとした。</p> |
| 91 | 55.11.28 | こどもの国営会の解 散及び事業の承継に 関する法律 | <p>1 こどもの国営会は、この法律の施行の時 に於いて解散することとした。</p> <p>2 こどもの国営会が承継するこどもの国 は、専任大臣が指定する社会福祉法人(以 下「指定法人」という。)が引き継ぐことと した。</p> <p>(1) こどもの国営会が現に有する土地は、 こどもの国営会の解散の時において国に帰属さ せるものとし、国は、その土地を指定法 人に対し無償で交付することとした。</p> <p>(2) 土地以外のこどもの国営会の一の権 利義務は、指定法人が承継することとし た。</p> |
| 105 | 55.12.6 | 臨床検査技師、衛生 検査技師等に関する 法律の一部を改正す る法律 | <p>1 衛生検査技師の登録 (1) 衛生検査技師を登録しようとする者は、 その衛生検査技師について、都道府県知事 の登録を受けなければならないこととし た。</p> <p>(2) 都道府県知事は、衛生検査技師の職務状 況等が衛生業務を適正に行うために必要 な者であるかを基準に適合しないと思 ふときは、登録をしてはならないこと</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|----------|------------------|---|
| 108 | 55.12.10 | 健康保険法等の一部を改正する法律 | <p>とした。</p> <p>⑤ 登録は、厚生検査所の名称、検査業務の内容等について行うものとする。</p> <p>⑥ 厚生検査所の開設者は、その厚生検査所の検査業務の内容を変更しようとするときは、都道府県知事の登録の変更を受けなければならないこととする。同様に、その厚生検査所を廃止したとき等は、都道府県知事に届出を行わなければならないこととした。</p> <p>3 監督 (一) 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生検査所の開設者に必要な報告を命じ、又はその職員に検定業務、帳簿簿据その他の帳簿を立入検査させることができることとした。</p> <p>(二) 都道府県知事は、厚生検査所の検査業務が適正に行われていないため医師及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるときは、厚生検査所の開設者に対し、その検査設備の変更等必要な措置を命ずることができることとした。</p> <p>(三) 都道府県知事は、厚生検査所の検定設備等が省令で定める基準に適合しなくなったとき等は、その厚生検査所の登録を取り消し、又は閉鎖を命じてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。</p> <p>3 その他 その他厚生検査所の登録に関する事項を省令で定めること、罰則の規定の整備を行うこと等所屬の調整の範囲を行うこととした。</p> <p>一 健康保険法関係 1 医療給付に関する事項 (一) 一部負担金の額の改正 被保険者本人の一部負担金について</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>は、初診時を400円を400円に、また、入院時は1日につき200円を400円(医療費負担の軽減給付を受ける者については100円を200円)に引き上げることとした。</p> <p>(四) 家族療養費の給付率の引上げ 入院の場合に支給される家族療養費の額を、療養に要する費用の100分の70に相当する額から100分の80に相当する額に引き上げることとした。</p> <p>2 分べん費等の給付に関する事項 分べん費及び医療料の負担軽減並びに給費分べん費、療養費給付及び育児手当金の額は、政令をもって定めることとした。</p> <p>3 医療料に関する事項 (一) 療養費等給付の上限の算定の調整 療養費等給付の上限の算定に当たって該当する療養費等の割合が100分の3を超えた場合には、社会保険協議会の意見を聞いて政令をもって標準報酬等の上限の調整を改定できることとする。</p> <p>(二) 医療料率に関する改正 医療料率の上限は、政府管掌健康保険については、1,000分の80を1,000分の91とし、組合管掌健康保険については、1,000分の90を1,000分の93とすることとした。</p> <p>4 国庫補助に関する事項 政府の管理する健康保険についての国庫補助率の算定は、標準報酬率は、医療給付費(療養料、分べん費、家族療養料、給費分べん費及び育児手当金の支給に要する費用を除く。)の1,000分の14から1,000分の20の範囲内において政令で定める割合とするが、百分の14は1,000分の14とし、将来給付内容の変更又は他の財政状況の変動等の場合に</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>検討するものとする。</p> <p>8 財政負担に関する事項 (一) 健康保険組合の健康保険事業に関する費用の負担の均衡を調整するため健康保険組合連合会は、政令で定めるところにより、会員たる健康保険組合に対し、交付金の交付事項を行うこととする。</p> <p>(二) 会員たる健康保険組合は、(一)の交付金に要する費用に充てるため政令で定めるところにより健康保険組合連合会に拠出金を拠出するものとし、この拠出金に充てるため調整率を徴収するものとする。</p> <p>二 給付関係 1 医療給付に関する事項 (一) 一部負担金の改正 被保険者本人の一部負担金については、初診時400円を400円に引上げ、また、入院時は1日につき400円(医療費負担の軽減給付を受ける者については200円)とする。</p> <p>また、入院時の一部負担金の支払は、1月を限度とする。</p> <p>(二) 家族療養費の給付率の引上げ 入院の場合に支給される家族療養費の額を、療養に要する費用の100分の70に相当する額から100分の80に相当する額に引き上げることとした。</p> <p>2 分べん費等の給付に関する事項 分べん費、療養料及び家族療養料の最低限度並びに給費分べん費及び育児手当金の額は、政令をもって定めることとした。</p> <p>3 医療料率に関する改正 医療料率は、厚生大臣が社会保険協議会の議を経て、法定料率に1,000分の29を増した率の範囲内において算定できることとする。</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-----------|--------------------------|---|
| 26 | 56. 4. 25 | 職傷病者救済者遺族等扶養給等の一部を改正する法律 | <p>一 職傷病者救済者遺族等扶養給等に関する法律(昭和55年法律第93号)を改正し、次のとおり引き上げることとした。</p> <p>(一) 障害年金</p> <p>(1) 障害年金額(第一項) 86年4月分から 36万7千円 同年8月分から 37万2千円 (改正前 34万7千円)</p> <p>(2) 扶養親族加給額 86年4月分から 配偶者 13万2千円 (改正前 12万7千円)</p> <p>(3) 特別加給額 86年6月分から 特別扶養 27万7千円 第一・二項 21万7千円 (改正前 18万7千円)</p> <p>(二) 遺族年金及び遺族給付金</p> <p>(1) 先順位者の額 86年4月分から 118万4千円 同年8月分から 99万9千円 (改正前 113万4千円)</p> <p>(2) 後順位者の額 86年4月分から 4万2千円 (改正前 3万2千円)</p> <p>(3) 平例死に係る額 86年4月分から 19万7千円 同年8月分から 20万1千円 同年12月分から 18万7千円 (改正前 18万2千円)</p> <p>(4) 併発死に係る額</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-----------|-------------------|--|
| 27 | 56. 4. 25 | 職傷病者特別遺族関係等に関する法律 | <p>86年4月分から 14万7千円 同年8月分から 15万7千円 同年12月分から 16万7千円 (改正前 13万7千円)</p> <p>二 労務省の管理する労働者の遺族等に対する給付金等に関する法律(昭和55年法律第94号)を改正し、次のとおり引き上げることとした。</p> <p>86年4月分から 月額 9万6千円 同年8月分から 9万8千円 (改正前 8万6千円)</p> <p>三 職傷病者特別遺族関係等に関する法律(昭和55年法律第95号)を改正し、次のとおり引き上げることとした。</p> <p>86年4月1月1日以後に発生した職傷病者等の遺族等に対する特別給付金として月額8万円(職傷病者等については2万8千円)、5年間の無料料の減額を支給することとした。</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|------|-----------|------------------|--|
| 28 | 56. 5. 25 | 国民年金法等の一部を改正する法律 | <p>一 国民年金関係等に関する法律(昭和55年法律第96号)を改正し、次のとおり引き上げることとした。</p> <p>(一) 老齢基礎年金の額(月額) 2万2千円(月額2万2千円)を2万4千円(月額2万4千円)に引き上げることとした。</p> <p>(二) 障害基礎年金 障害基礎年金の額を一部障害について4万2千円(月額2万2千円)から4万2千円(月額2万2千円)に、二級障害について27万7千円(月額2万7千円)から28万2千円(月額2万7千円)に、それぞれ引き上げることとした。</p> <p>(三) 母子基礎年金及び母子給付金 母子基礎年金及び母子給付金の額を27万4千円(月額2万7千円)に引き上げることとした。</p> <p>二 国民年金法の施行期に当たっての経過措置等に関する法律(昭和55年法律第97号)を改正し、昭和56年1月1日以後に発生した国民年金法に基づき国民年金の被保険者となる者に対する国民年金の給付金の額を2万4千円(月額2万4千円)に引き上げることとした。</p> <p>三 児童扶養手当に関する法律(昭和55年法律第98号)を改正し、児童扶養手当の額を1人の場合月額2万9千円から3万2千円に、児童2人の場合月額3万4千円から3万6千円に、それぞれ引き上げることとした。</p> <p>四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和55年法律第99号)を改正し、特別児童扶養手当の額を障害児1人に</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|-----------|-----------|-------------------------------|--|
| 56. 4. 25 | 56. 4. 25 | 障害に因する用道の確保のための借地法等の一部を改正する法律 | つき月額2万2,400円から2万4,000円に、賃貸料増額1人につき月額2万2,400円から3万6,000円に、それぞれ引き上げることとした。 2 借地手当の額の引上げ 借地手当の額を月額9,200円から1万円に引き上げることとした。 3 元借手当額減額 市町村民の所得割の額のない者に支給する元借手当の額を6,000円から7,000円に引き上げることとした。 4 借地等において用いられている「つんば、おし、買」という用語を改めることとした。 |
| 56. 6. 9 | 56. 6. 9 | 公営住宅の経営のための特別措置に関する法律 | 1 趣旨 公営住宅はこれを利用する国民にとって日常生活上不可欠の施設であるにもかかわらず著しく減少しつつある現況にかんがみ国民の生活を確保するため、特別の措置を講ずるよう努めることとした。 2 定義 公営住宅とは、公営住宅法に規定する公営住宅であつて、入居料金について物価統制令の規定の適用をうけるものをいうこととした。 3 国及び地方公共団体の任務 国及び地方公共団体は、公営住宅に於ける国民の生活の確保を確保するため、公営住宅の経営の安定に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。 4 交付金等についての特則 国債等による交付金は、公営住宅を建設する者かその施設の設備、改善若しくは修繕をする場合又はその設備の更新又は修繕に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとすることとした。 5 紛争等についての特則 |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|----------|----------|---------------------------------|---|
| 56. 6. 9 | 56. 6. 9 | 建築物の耐震改修促進法の一部を改正する法律 | 国又は地方公共団体は、公営住宅において、その確保を図るため必要と認められる場合には、所定の構造その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、建築物の耐震性の向上を図るため、国債等による交付金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。また、建築物の耐震性の向上を図るため、国債等による交付金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。 |
| 56. 6. 9 | 56. 6. 9 | 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律 | 1 医療特別手当の創設 原子爆弾被害者の医療等に因する法律の規定により原子爆弾の被害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある厚生大臣の認定を受けた者であつて、既に当該負傷又は疾病の状態にあるものに対し、新たに医療特別手当(月額9万2,400円)を所得の加算にかかわらず支給することとし、これに併せての者に支給する特別手当及び医療特別手当を廃止することとした。 2 特別手当の改善 原子爆弾被害者の医療等に因する法律の規定により原子爆弾の被害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある厚生大臣の認定を受けた者であつて、既に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額を月額8万7,400円から9万4,000円に引き上げることとした。 3 原子爆弾小児症手当の創設 原子爆弾の放射能の影響による小児症の患者に対し、新たに、原子爆弾小児症手当を所得の加算にかかわらず支給することとし、その額を月額8万7,400円とする。また、その額を月額8万7,400円とする。また、その額を月額8万7,400円とする。 4 健康管理手当の改善 健康管理手当の額を月額1万2,500円から2万4,000円に引き上げることとした。 5 休養手当の改善 厚生法令等で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する休養手当の額を月額1 |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|-----------|-----------|---------------|--|
| 56. 4. 10 | 56. 4. 10 | 広域広域環境整備センター法 | 1 目的 広域広域環境整備センター(以下「センター」という。)は、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な処理を確保するための広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 2 定義等 ① 「広域広域環境整備センター」とは、2以上の都府県において生じた廃棄物による処理を確保するために行うための施設であつて、廃棄物処理施設、一般廃棄物の処理処分場、産業廃棄物の処理処分場等によって構成されるものとする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 ② 「広域広域環境整備センター」とは、都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理を確保するために行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 ③ 「広域広域環境整備センター」とは、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。また、広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 3 基金等 ① センターの基金金は、その区域の全部又は一部が広域広域環境整備センターに属する地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)及び広域広域環境整備センターの |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>地産地消推進法(以下「地産地消推進法」という。)の施行する旨の旨付額とすることとした。</p> <p>(2) モンターは、関係地方公共団体及び関係地産地消推進法の長が推薦人となり、主務大臣の認可を受けて設立されることとした。</p> <p>4 管理委員会 モンターに、出資した地方公共団体の長及び地産地消推進法の長から選任された者によって構成される管理委員会を設け、定款の策定、広域広域連年の整備に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の作成、予算の作成等についてその議決を要しなければならないこととした。</p> <p>5 業務 (1) モンターは、次の業務を行うこととした。 (イ) 地産地消推進法の業務を受け、次の業務を行うこと。 イ 農産物産出地産地の建設及び管理 ロ 関係農産物産出地における関係農産物による関係農産物による土地の造成 (ロ) 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。 イ 農産物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の建設及び管理 ロ イに掲げる施設における一般農産物及び畜産物による関係農産物による関係農産物 ハ 関係農産物の輸入施設等の設けで定める施設の建設及び管理 (ニ) 農産物産出地の最終処分場(ロイの設けで定める部分を除く。)の建設及び管理並びに当該施設における農産物産出(ロイ)による関係農産物 (ウ) 関係農産物に備える業務に際して</p> |

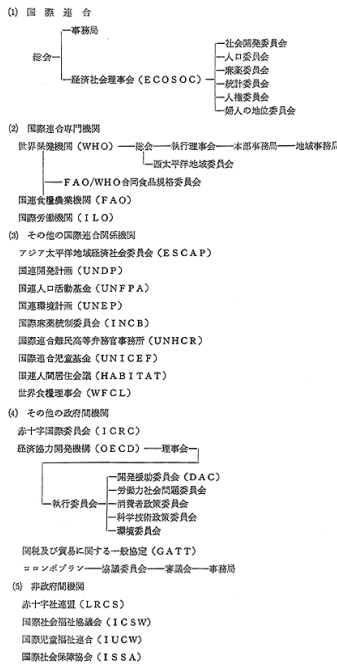
| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-------|-----|--|
| | | | <p>る業務を行うこと。</p> <p>6 基本計画 (1) モンターは、広域広域連年区域内にある関係農産物産出地及び関係農産物産出地を地産地消推進法の長が推薦し、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。 (2) 主務大臣は、(1)の認可をしようとするときは、関係農産物産出地の長に協議しなければならないこととした。</p> <p>7 実施計画 モンターは、5の(1)から(3)までの業務を行うときは、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととした。</p> <p>8 学費 モンターは、主務大臣の定めるところにより、地方公共団体及び関係農産物産出地の者であって、モンターに対し農産物の生産を委託する者から、広域広域連年に係る農産物の一部を学費として徴収することができることとした。</p> <p>9 補助金の交付等 モンターが5により地方公共団体又は地産地消推進法の業務を受け、広域広域連年の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に係る費用に充てる等の目的については、地方公共団体及び関係農産物産出地に対し交付すべき補助金は、モンターに交付することができることとした。</p> <p>10 その他 モンターの財務、会計、徴収、監督等について、所長の規定を設けることとした。</p> <p>1 改正目的 農産物の産出地を定める、母子福祉の一部を改正し、農産物について、母子福祉及び福祉事務所の設置等の業務、地方公共団体の設置する児童の優先許可、たばこ小売人の優先指定等の措置を講ずるとともに</p> |

| 法律番号 | 公布年月日 | 法律名 | 内容 |
|------|-------|-----|---|
| | | | <p>福祉資金の貸付け事業について規定することを目的とすることとした。</p> <p>2 改正の要 (1) 法律の題名を「母子及び福祉福祉」に改めることとした。 (2) 目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務及び自己への努力を奨励するも趣旨を定めたこととした。 (3) 配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるものを「福祉」と定義することとした。 (4) 業務に対して次の福祉の措置を講ずることとした。 (イ) 母子福祉の相談業務等 (ロ) 福祉事務所における相談業務等 (ハ) 地方公共団体の設置する児童等の優先許可 ① たばこ小売人の優先指定 ② 福祉の費用に充てる公共職業安定所の協力 (5) 福祉資金の貸付け事業について規定することとし、貸付対象は、養育及び4歳以上の配偶者のない女子として児童を扶養していないものとすることとした。 (6) 国及び地方公共団体は、母子福祉の同等の取組の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。</p> <p>一 改正目的 我が国の福祉の地位に関する条約及び地方公共団体の関係に関する協定への加入に伴い、出入国管理令の一部を改正して福祉資金手続、福祉資金貸付等の取組等について定めることのほか、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法における関係規定を整理し、関係的及び関係規定に定める内閣府の職を充てる措置を講ずることを目的とする</p> |

| 法律 | 公布年月日 | 法律名 | 内 容 |
|----|-------|-----|--|
| | | | こととした。 二 国民年金法関係 1 被保険者の資格に関する要件のうち、 国民年金を被保険するとともに、これに伴 い資格取得及び資格喪失の時期について 障害の改正を行うこととした。 2 遺族年金の支給及び免除の要件のうち 国民年金を被保険することとした。 三 児童扶養手当法関係 児童扶養手当の支給資格者の国民年金を 被保険することとした。 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 関係 1 特別児童扶養手当の支給資格者の国民 年金を被保険することとした。 2 遺族年金の支給資格者の国民年金を被 保険することとした。 五 児童手当法関係 児童手当の支給資格者の国民年金を被保 護することとした。 87 86. 6. 18 児童福祉法の一部を 改正する法律 1 厚生大臣又は都道府県知事は、児童福祉 施設と同様の業務を目的とする施設であ りて設置の認可を要しないもの(以下 「施設可児童福祉施設」という)の設置者 若しくは管理者に対し必要と認める事項の 報告を求め、又は当該職員をして、その設 置に立ち入り、その施設の設備若しくは運 営について必要な調査若しくは質問をさせ ることができることとした。 2 厚生大臣は、施設可児童福祉施設に無届 可児童福祉施設に對して事業の停止又は設 置の閉鎖を命ずることができることとし た。 3 施設可児童福祉施設の設置者若しくは管 理者に求める報告等若しくは30万円 以下の罰金を科することとするともに、 その他の児童福祉法に必要と認めた場合に 對する罰金の額を現行に比し引き上げ ることとした。 |

第12表 厚生省の關係する主要国際機関

第12表 厚生省の關係する主要国際機関

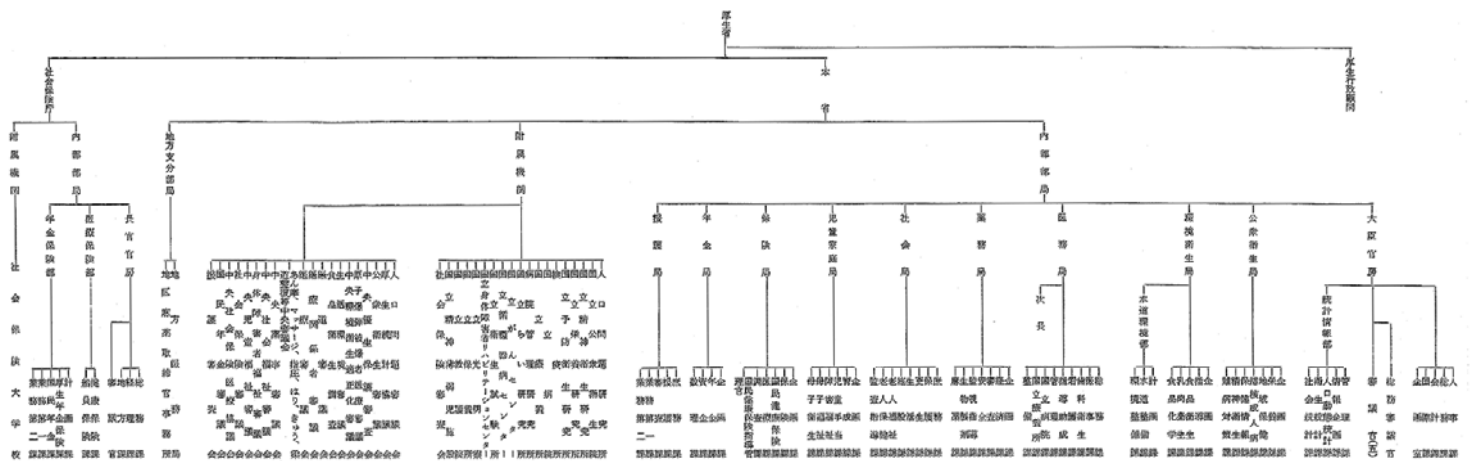


第13表 厚生省の機構及び所掌事務

第13表 厚生省の機構及び所掌事務 (56年10月1日現在)

1 厚生省機構

厚生省機構図



2 所掌事務 (内務省との関係)

(注) 表に記号は内務省との所掌事務。省管の法律は、いずれも主なものである。

- 人 事 第一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第二十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第三十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第四十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第五十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第六十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第七十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第八十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十一号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十二号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十三号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十四号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十五号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十六号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十七号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十八号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第九十九号行政官制の総合調整及びその実施
- 人 事 第一百号行政官制の総合調整及びその実施

